特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	子ども給付の独自制度に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、子ども給付の独自制度に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	港区は情報セキュリティの確保に向けて、港区情報セキュリティ基本方針を策定している。また、港区情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティを総合的、体系的かつ継続的に確保することを目的とし、情報セキュリティ対策基準を策定し万全を期している。さらに、子ども給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に定めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども給付の独自制度に関する事務
②事務の概要	児童や児童を監護する者に、該当する手当等を支給することにより、家庭等における生活の安定、ひとり親家庭等の自立促進の支援、障害のある児童の支援に寄与するとともに、児童の健全育成と福祉の増進を図ることを目的としている。 市町村及び特別区は、児童扶養手当法、特別児童扶養手当の支給に関する法律、児童手当法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1　児童育成手当の給付に関する事務 2　子ども医療助成費の助成に関する事務 （1）乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請に関する事務 （2）マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 3　ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 4　出産費用助成に関する事務 （1）マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 5　Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務 （1）情報連携のため、Public Medical Hub (PMH)への本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐づけ及び登録を行う。 （2）住民は、マイナポータルを介して自身の本事務に係る公費医療助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 （3）住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1福祉総合システム　2税務システム　3システム共通基盤　4中間サーバー 5サービス検索・電子申請機能　6Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名
1児童育成手当ファイル　2子ども医療費助成ファイル　3ひとり親家庭等医療費助成ファイル　4出産費用助成ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第2項 2　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）（以下、「区条例」という。） 第4条　別表第一第10項、第12項、第13項　別表第二第9項、第11項、第12項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第9号 2　区条例　第4条　別表第一第10項、第12項、第13項　別表第二第9項、第11項、第12項 3　港区児童育成手当条例 4　港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 5　港区子ども医療費助成条例 6　港区出産費用助成事業実施要綱	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭支援部子ども若者支援課
②所属長の役職名	子ども若者支援課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部　子ども若者支援課 芝地区総合支所　区民課 〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所　区民課 〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所　区民課 〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所　区民課 〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所　区民課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭支援部　子ども若者支援課　子ども給付係　　電話番号　03-3578-2430

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの下記留意事項を遵守している。 ・住基ネットによりマイナンバーを取得するのではなく申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーを取得することができないときのみ行う住基ネット照会においては、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とする。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者に対する適切な監督を行っている。また事務取扱者に対するセキュリティ研修も定期的に行い、特に異動等に際しての新規事務取扱者のもれがないようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月20日	Ⅰ関連情報 3個人情報の利用 法令上の根拠	1　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項 2　（仮）港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項 2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項別表第一　第10項、第12項、第13項 第11条の2第2項別表第二　第7項、第9項、第10項	事前	条例改正に伴う記載事項の修正
平成28年4月15日	Ⅰ関連情報 3個人情報の利用 法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日） 第11条の2第1項別表第一　第10項、第12項、第13項 第11条の2第2項別表第二　第7項、第9項、第10項	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項別表第一　第10項、第12項、第13項 第11条の2第2項別表第二　第9項、第11項、第12項	事後	条例改正に伴う記載事項の修正
平成29年2月1日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	1）実施する 1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号 2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項　別表第一第10項、第12項、第13項 第11条の2第2項　別表第二第9項、第11項、第12項 3　港区児童育成手当条例 4　港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 5　港区子ども医療費助成条例	事前	情報連携開始のため
平成29年2月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年12月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年11月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2　子ども医療助成費の助成に関する事務	2　子ども医療助成費の助成に関する事務 (1)乳幼児・子ども医療証交付申請に関する事務 (2)マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	事務の概要及びシステム名称の追加
平成29年11月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	1から4　略	1から4　略 5サービス検索・電子申請機能	事後	事務の概要及びシステム名称の追加
平成29年11月20日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5評価実施機関における担当部署　②所属長	子ども家庭課長　長谷川　浩義	子ども家庭課長　佐藤　博史	事後	所属長の変更
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	子ども家庭課長　佐藤　博史	子ども家庭課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策　全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1　番号法　第19条第8号	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第9号	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用　法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）（以下、「区条例」という。）　第11条の2第1項　別表第一第10項、第12項、第13項　第11条の2第2項　別表第二第9項、第11項、第12項	2　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）（以下、「区条例」という。）　第4条　別表第一第10項、第12項、第13項　別表第二第9項、第11項、第12項	事後	条例改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	Ⅰ 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 区条例 第11条の2第1項 別表第一第10項、第12項、第13項 第11条の2第2項 別表第二第9項、第11項、第12項	2 区条例 第4条 別表第一第10項、第12項、第13項 別表第二第9項、第11項、第12項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要2（1）	乳幼児・子ども医療証交付申請に関する事務	乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請に関する事務	事後	制度改正のため
令和5年6月21日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども家庭支援部子ども家庭課	子ども家庭支援部子ども若者支援課	事後	課名変更のため
令和5年6月21日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども家庭課長	子ども若者支援課長	事後	課名変更のため
令和5年6月21日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども家庭課	子ども若者支援課	事後	課名変更のため
令和5年6月21日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども家庭課	子ども若者支援課	事後	課名変更のため
令和5年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月5日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要5	1 児童育成手当の給付に関する事務 2 子ども医療助成費の助成に関する事務 （1）乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請に関する事務 （2）マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 3 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	1 児童育成手当の給付に関する事務 2 子ども医療助成費の助成に関する事務 （1）乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請に関する事務 （2）マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 3 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 4 出産費用助成に関する事務	事前	出産費用助成独自制度の追加
令和7年6月5日	Ⅰ 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1児童育成手当ファイル 2子ども医療費助成ファイル 3ひとり親家庭等医療費助成ファイル	1児童育成手当ファイル 2子ども医療費助成ファイル 3ひとり親家庭等医療費助成ファイル 4出産費用助成ファイル	事前	出産費用助成独自制度の追加
令和7年6月5日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第9号 2 区条例 第4条 別表第一第10項、第12項、第13項 別表第二第9項、第11項、第12項 3 港区児童育成手当条例 4 港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 5 港区子ども医療費助成条例	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第9号 2 区条例 第4条 別表第一第10項、第12項、第13項 別表第二第9項、第11項、第12項 3 港区児童育成手当条例 4 港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 5 港区子ども医療費助成条例 6 港区出産費用助成事業実施要綱	事前	出産費用助成独自制度の追加
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業及び11.最も優先度が高いと考えられる対策を新規記載			事後	様式変更のため
令和8年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和8年9月25日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要5	1 児童育成手当の給付に関する事務 2 子ども医療助成費の助成に関する事務 （1）乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請に関する事務 （2）マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 3 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 4 出産費用助成に関する事務	1 児童育成手当の給付に関する事務 2 子ども医療助成費の助成に関する事務 （1）乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請に関する事務 （2）マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 3 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 4 出産費用助成に関する事務 （1）マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事前	マイナポータル時期オンライン申請サービスの本番運用に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月21日	Ⅰ関連情報　1.②事務の概要	1～4　略	1～4　略 〈Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務〉 ・情報連携のため、Public Medical Hub (PMH)への本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐づけ及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH連携のため
令和8年10月21日	Ⅰ関連情報　1 ③システムの名称	1～4　略	1～4　略 5 Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH連携のため